

野田市消防職員の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第9号

野田市消防職員の服制に関する規則の一部を改正する規則

野田市消防職員の服制に関する規則（平成10年野田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表の1の冬制帽の項製式の目女性の節中

「

円形つば型とし、帽の回りに濃紺又はその類似色の
リボン巻くものとする。
形状は、図のとおりとする。

を

」

「

円形つば型とする。
形状は、図のとおりとする。

に改め、同項周章

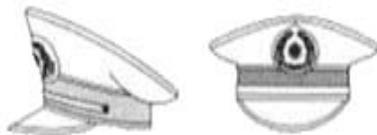
」

の目及び同表の1の夏制帽の項周章の目中「男性については、」を削る。

別表の図の1中

「

男性



女性

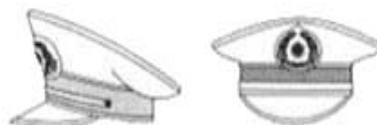


」

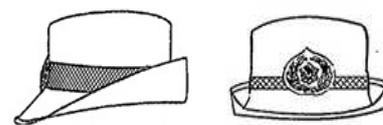
を

「

男性



女性



」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。